

JRA ウィンズ新白河内におけるサービス施設公募のお知らせ

2024年4月25日

ウィンズ新白河では、同館内でのサービス施設取引業者(売店)を募集いたします。

1. 公募区分および条件

① ウィンズ新白河 1階 食堂施設 1区画

【応募業態】

1階 対面販売形式【区画総面積 37.90 m²】

[条件]

- ・契約期間は有期
- ・提案する業態に3年以上の実績があること
- ・契約内容については別途協議
- ・年間予定営業日数は、JRA 競馬開催日に準じる
(注記:2023年は107日、開始日以降の営業日は57日)

2. 応募方法

(1)公募受付に先立ち、説明会を行います。

説明会:2024年5月9日(木曜)14:00

説明会実施場所:福島県西白河郡西郷村大字小田倉字前山 50 番地

日本中央競馬会ウィンズ新白河 会議室

注記:説明会に参加される方は2024年5月7日(火曜)までに下記受付アドレスへ「参加業者名」「参加人数」をご連絡下さい。

注記:説明会の参加は公募の必須条件です。

(2)出店申込書に必要事項をご記入のうえ、添付書類とともに申込先へご送付ください。(書類不備は受付と認められません)

公募受付期間:2024年5月16日(木曜)から5月23日(木曜)(必着)

注記:出店申込書とは別に下記内容等の提案資料が必要となります。

販売品目・商品管理・販売オペレーション等の資料

(3)厳正な審査のうえ、2024年6月7日(金曜)までに結果をご連絡します。

(4)運用開始日は、2024年6月22日(土曜)を予定しています。

注記:開始日は、手続き状況等により変更する場合があります。

3. 申込書送付先・問い合わせ先

〒104-0032

東京都中央区八丁堀 3 丁目 19 番 9 号

JRA ファシリティーズ株式会社

営業部 ウインズ事業課 担当:石田・片山

※ 問い合わせについては下記アドレスにメールにて受け付けます。

(電話での問い合わせにはお答えできませんのでご了承下さい)

受付アドレス:baiten_kobo@jra-f.co.jp

(様式 1)

※ 受理日	※
※ 受理番号	※
会社名	

出 店 申 込 書

2024年 月 日

JRAファシリティーズ株式会社
代表取締役社長 木所 康夫 殿

公募内容を了承の上、下記の通り出店したいので申し込みます。なお、この申込に対し、貴社が文書による承諾をしたときに出店の約束が成立したものといたします。

また、記載事項並びに添付書類の内容については虚偽がないことを誓約し、銀行取引・信用上の問題は一切ないことを確約いたします。

所在地 _____

会社名 _____

代表者名 _____ (印)

申込場所	ウインズ新白河 飲食売店
会社名	(フリガナ)
所在地	(フリガナ) 〒
代表者名	(フリガナ) 氏名 明・大・昭・平 年 月 日生
	(フリガナ) 住所 TEL ()
連絡先	担当部署 連絡責任者 TEL
創業	明・大・昭・平 年 月 日
資本金	
主要取引 金融機関	1. 2.
従業員数 (全社)	

(様式 2)

誓 約 書

2024年 月 日

JRA ファシリティーズ株式会社
代表取締役社長 木所 康夫 殿

住所又は所在地
申込人 会社名
代表者名 ㊞

ウインズ新白河内サービス施設取引業者の募集に係わる出店申込にあたり、
下記の事項について誓約いたします。

弊社が本誓約書に違反した場合、貴社が何らの通知催告なしに、直ちに弊社
との契約の全部または一部を解除できることを承諾し、貴社が弊社に対し解除
に伴って発生した損害賠償を請求することに一切の異議を唱えません。

記

(1) 一般項目

- 以下の①～⑥の一に該当する者（法人にあっては、役員及び当該契約業務に係る従業員のうちに①～⑥のいずれかに該当する者）がいないこと。
 - 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者。
 - 禁固以上の刑に処せられた者。
 - 競馬法（昭和 23 年法律第 158 号）、日本中央競馬会法（昭和 29 年法律第 205 号）、自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）、小型自動車競技法（昭和 25 年法律第 208 号）又はモーターボート競走法（昭和 26 年法律第 242 号）の規定に違反して、罰金の刑に処せられた者。
 - 競馬法施行令（昭和 23 年政令第 242 号）第 14 条第 1 項第 4 号の規定により日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に規定する一部事務組合又は広域連合であって都道府県と指定市町村とが組織するもの及び指定市町村が組織するものを含む。）が行う競馬に関与することを禁止され、又は停止されてい

る者。

- ⑤ 集団的に、または常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由のある者。
- ⑥ 競馬の公正確保、及び場内の秩序の維持の観点から入場の拒否、又は場外への退去を命じられたことのある者。

2) 以下の①～④に該当しないこと

- ① 日本中央競馬会又は公営競技主催者、官庁及び地方公共団体の指名停止措置を受けている期間中である者。
- ② 社内で労使間の争議が発生した場合に当該契約業務に影響を及ぼすおそれのある者。
- ③ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年法律第319号）に違反して、外国人を就労させるおそれがある者。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

3) 飲食売店等の運営にあたり、過去3年間、次の①～⑥に該当していないこと。

- ① 設置事業者の責めに帰す理由により、食品衛生法第23条による営業停止処分を受けた者又は食中毒など食品衛生法令の面で、保健所の検査が入り重大な指摘を受けた者。
- ② 設置事業者の責めに帰す理由により、お客様との接客について問題が発生し、警察などの注意を受けた者。
- ③ 設置事業者の責めに帰す理由により、火災（ボヤも含む）など消防署への通報をした者又はを受けた者。
- ④ 監督又は検査の実施に当たり職務の執行を妨げた者。
- ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
- ⑥ 設置事業者の責めに帰す理由により契約の解除、及び落札後の契約締結を辞退したことのある者。

4) 当社に提出した書類のうち、重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な記載が欠けているときは応募を拒否する。

(2) 専門項目

- 1) 日本中央競馬会ウインズ新白河と同一地域（西白河郡、福島市、郡山市およびそれらの近隣地域）に営業所を有する事業者であり、緊急対応が可能な

こと。

- 2) 当該売店等と同規模もしくはそれ以上の不特定多数の者が来場する興行場等施設における営業実績があること。
- 3) 当該売店等の営業にあたり必要な有資格者（食品衛生管理者、食品衛生責任者等）を有しており、かつ選任することが可能であること。
- 4) 衛生管理マニュアルが整備されていること。
- 5) 従業員教育マニュアルが整備されており、かつ定期的な教育を実施するための計画書を策定していること。
- 6) 経営状態及び信用状態が良好な事業者で、次に示す税等を直近 1 年間滞納していないこと。
 - ① 国税：法人税、消費税
 - ② 都道府県税：法人事業税、法人都道府県民税
 - ③ 市区町村税：法人市区町村民税、固定資産税
 - ④ 社会保険料
- 7) 業務に関わる者の雇用に関し、地域別最低賃金を下回らない賃金で業務に関わる者を安定的に雇用しており、本業務においてもこれが可能な事業者であること。また、被雇用者に対する賃金の不払い又は遅配がないこと等、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）等の労働者の雇用に関する法律に違反していない事業者であること。
- 8) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）に規定する労働者災害保険に加入している事業者であること。
- 9) 出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年法律第 319 号）に違反して、外国人を就労させ処罰を受けたことのない事業者及びそのおそれのない事業者であること。
- 10) その他、業務を実施する際に日本国内において有効なすべての法令を遵守できる事業者であること。
- 11) 天候（台風・降雪）等による開催中止に伴う業務中止及び代替競馬開催日又は続行競馬開催日等の突発的な対応ができること。
- 12) 本業務に起因する苦情等について、誠実に対応することができること。
- 13) 銀行取引停止等の事実がなく、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- 14) 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）の施行に伴う生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入することができること。

(様式3)

業務履行実績証明書

2024年 月 日

JRAファシリティーズ株式会社
代表取締役社長 木所 康夫 殿

住 所
商号又は名称
代表者職名

印

当社は、「ウインズ新白河内サービス施設取引業者」の募集に係わる出店申込あたり、「ウインズ新白河内サービス施設要望事項」にかかる契約実績について下記のとおり受注しておりますので、資料を添えて提出します。

記

契約件名	履行場所	発注者	履行期間

(注) 業務内容・履行場所・履行期間が分かり、客観的に証明する書類(契約書の写し・履行実績証明書等)を添付すること